

## 「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル 募 集 要 項

### 1 プロポーザルの趣旨

区への誘客及び区内回遊の促進、中小企業等の売上拡大、ビジネスチャンスを創出するため、区では、新宿の地で受け継がれてきた商品や地元で愛される商品、新たな価値及び魅力を創造する商品などを「しんじゅく逸品」に登録し、「新宿」をブランド化することで広く発信していく。本委託業務においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

### 2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書』（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 類似業務とは、商品及び名所等紹介の冊子制作等をいう。

### 3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が商品及び名所等の紹介冊子制作に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 平成28年度以降、業務責任者による商品及び名所等の紹介冊子制作等、類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）、および財務諸表等の書類を提出できること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（24年2月3日23新総契契第2218号）  
別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

#### 4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書』（第1号様式）に会社概要\*を添えて、令和元年8月28日（水）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット・リーフレット等でもよい。なお、会社概要は、9部提出すること。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザル参加辞退書』（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 6 質疑・回答

##### (1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、『「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係るプロポーザルに関する質問書』（第4号様式）を以下のとおり提出する。

※質疑には、プロポーザル参加申請書兼誓約書の提出が必要

- ・提出期限：令和元年8月14日（水）午後5時
- ・提出方法 メールまたはファクシミリによる送信とする。

メールアドレス chusho-rece@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3344-0221

##### (2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和元年8月16日（金）までに電子メールまたはファクシミリにより行う。

#### 7 委託契約上限額

本件委託契約の上限額は以下のとおりとする。

金3,525,500円（税込）

なお、消費税等の税率は10%で積算すること。

#### 8 契約予定日 令和元年9月中旬

## 9 委託を予定している内容

内容は、「しんじゅく逸品」紹介冊子等の企画・構成・原稿作成、取材・撮影、編集・発行となるが、詳しくは、別紙「仕様書（案）」のとおりとする。

## 10 企画提案書等の作成及び提出方法

### (1) 提出書類、部数等

#### ① 企画提案書

【様式】表紙は、第2号様式を使用し、その他は任意とする。ただし文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】9部\*

※9部のうち、8部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと（社名だけ隠すのではなく、事業者名等が判明できる内容も塗りつぶし等をする）。残りの1部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「新宿区文化観光産業部長」とすること。

#### ② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、必ずその内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は参加不適合とする場合がある。

【部数】1部

#### ③ 履歴事項全部証明書

直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。なお、法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出すること。

【部数】1部

#### ④ 定款又は寄付行為の写し

【部数】1部

#### ⑤ その他企画提案に必要な書類（任意）

【部数】9部

#### ⑥ 直近1期分の決算書書類

貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書

【部数】9部

#### ⑦ 提出期限

令和元年8月28日（水）午後5時

なお、提出期限までに、本募集要項10（1）に記載する企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

⑧ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

（2）企画提案書の内容（表紙は、第2号様式を使用し、その他は任意とする。）

以下の内容について、作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

① 類似事業の実績について

平成28年度以降、業務責任者が携わったすべての実績を記載すること。

② 運営体制

ア 本事業に直接従事する担当者及びその担当者の補佐又は管理監督する組織を記載すること。

イ 従事者予定一覧（役職、氏名、類似事業の従事実績等）

ウ 個人情報保護の管理体制

③ 実施内容等

ア 編集方針

イ 企画案

企画案に盛り込む内容は以下のとおりとする。

（ア）新宿区への誘客や区内回遊を促進させるような仕掛け

（イ）誰もが手に取って読んでみたくなるような仕掛け

- ・効果的な冊子タイトルやキャッチフレーズの設定
- ・コンセプトが一目でわかるデザイン
- ・年齢にかかわらず、より多くの人に楽しんでもらえる内容
- ・読者が冊子内の情報を見つけやすくなる工夫
- ・その他の独自提案事項（任意）

ウ 「しんじゅく逸品」紹介冊子のデザイン案

別紙「仕様書（案）」に記載の「表紙」「導入ページ」「しんじゅく逸品商品紹介ページ」「観光情報と併せた商品紹介ページ」のデザイン案を1ページ分もしくはデザインにより見開きなど複数ページ分を作成し提出すること。なお、あくまでデザインの提案を目的とするため、文章や写真はダミーでよいものとする。

エ 発行スケジュール、工程表等

④ その他独自提案・取組等

## 1.1 企画提案の選定方法

「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

### (1) 第1段階評価（一次審査）

企画提案書等をもとに評価し、上位3者程度（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合および見積書の価格が委託契約上限額を超える事業者は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、第1段階評価終了後、参加者に対し結果を郵送等により通知する。

### (2) 第2段階評価（二次審査）

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査によるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和元年9月10日（火）午前に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日時は第1段階評価終了後に郵送等により通知する。

### (3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、第1段階評価と第2段階評価（価格評価を含む）の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。

## 1.2 スケジュール（予定）

(1) 募集要項の配布 令和元年7月31日（水）から

(2) 質問書の受付 令和元年8月14日（水）まで

※質問書を提出する場合は、参加申請書も併せて提出すること

※令和元年8月16日（金）までに回答

(3) 企画提案書等の受付 令和元年8月28日（水）まで

(4) 一次審査結果の通知 令和元年9月4日（水）

(5) 二次審査 令和元年9月10日（火）午前

(6) 二次審査結果の通知 令和元年9月12日（木）

## 1.3 留意事項

### (1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(3) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(4) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を不適とする。

#### 1.4 各種書類の提出先及び問合せ先

(プロポーザル事務局)

新宿区 文化観光産業部 産業振興課 (担当：岩波・桑野)

所在地 新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿

Tel 03-3344-0701

FAX 03-3344-0221

MAIL chusho-rece@city.shinjuku.lg.jp